

菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金

第2弾

原油価格の高止まり等の影響が長期化する中、道路運送事業者等の事業継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内で道路運送事業等を営む事業者に対し、補助金を交付します。

1.申請・受付期間

令和8年8月17日（月）～令和8年9月18日（金）

2.補助対象事業者

- ・令和8年8月1日時点（基準日とする）において、対象事業に必要な許認可等を有し、申請時点において、市内で継続して補助対象事業を営んでいること。
- ・交付申請後においても、市内で補助対象事業の継続の意思があること。

3.補助対象車両

- ・基準日において、補助対象者が所有し、又はリース契約により借り受け、かつ熊本運輸支局に登録され、**常時使用されている事業用**車両。ただし、「自動車運転代行事業」に規定する事業については、随伴用車両とする。
- ・自動車検査証記録事項等における「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が、本市内住所地かつ「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が、基準日以降のもの。

4.補助金交付額等

交付対象車両の区分			補助金額
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	最大積載量 2t超え	緑（黒）ナンバー	40,000円/台
	最大積載量 2t以下		20,000円/台
一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス		40,000円/台
一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー		20,000円/台
自動車運転代行事業	運転代行	随伴用登録車両	20,000円/台

※被けん引自動車（原動機の搭載がないもの）、二輪自動車、霊柩車、路線バスは対象外
※1事業者につき1回限り

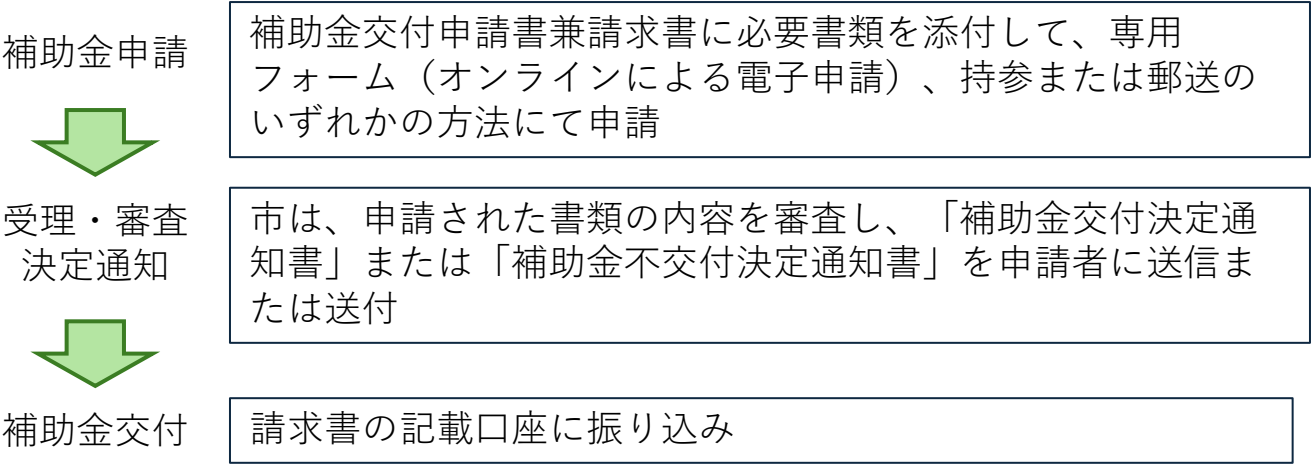
5.申請先・問合せ先

菊池市役所経済部商工振興課
〒861-1392 菊池市隈府888番地 ☎0968-36-9720
詳しくは、市ホームページでご確認ください。



市HP

6.申請までの流れ



7.申請に必要な書類

	提出書類	一般・特定 貨物自動車 運送事業、 貨物軽自動車運送事業 (トラック運送事業等)	一般貸切旅 客自動車運 送事業(貸 切バス事業 等)	一般乗用旅 客自動車運 送事業(タ クシー、介 護タクシー 等)	自動車 運転代 行事業
1	菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)	○	○	○	○
2	補助対象車両一覧（様式第2号）	○	○	○	○
3	運輸局からの自動車運送事業の許可書または更新許可書等の写し ※貨物軽自動車運送事業は、受付印のある届出書等の写し	○	○	○	—
4	公安委員会からの自動車運転代行業の認定証の写し	—	—	—	○
5	随伴用自動車に係る写真（車体ナンバー及びに掲示する認定番号が写っているもの）	—	—	—	○
6	補助対象車両全てに係る自動車検査証記録事項等の写し	○	○	○	○
7	本社及び事業所の所在地及び事業内容を記載した書類の写し 【法人】履歴事項全部証明書 【個人】個人事業の開業届書又は直近の確定申告書の写し	○	○	○	○
8	【個人】代表者の本人確認書類の写し	○	○	○	○
9	補助金の振込口座が確認できる通帳等の写し	○	○	○	○
10	誓約書兼同意書(様式第3号)	○	○	○	○